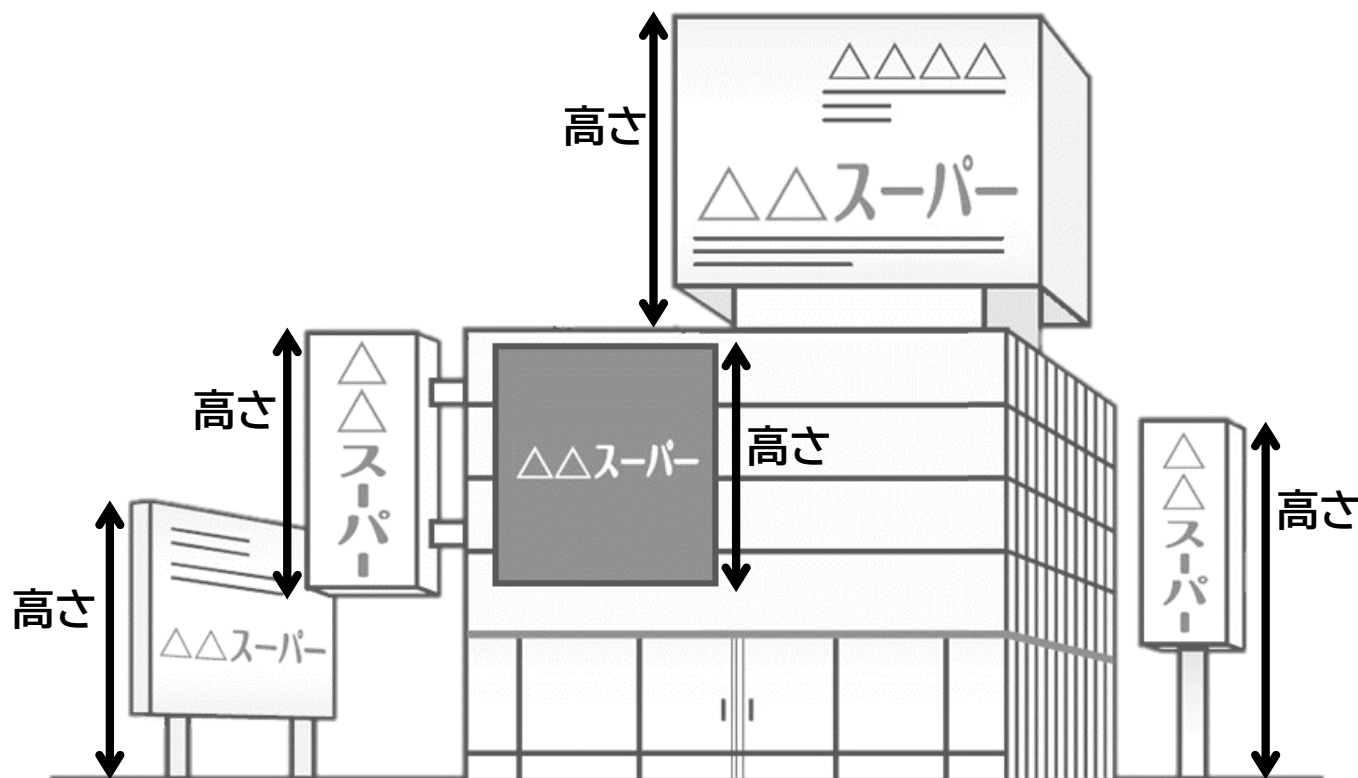


屋外広告物の設置に関する重要なお知らせ

高さ4mを超える看板の設置にあたっては

建築確認申請 が必要です！



高さが4mを超える看板は、建築基準法の一部の規定が適用される工作物に該当するため、**建築確認申請の手続きが必要**になります。

上図のとおり、本体の高さが4mを超える看板および支柱部分も含め高さが4mを超える看板が対象となります。

また、確認申請は工事着手前に行ってください（確認済証が交付されてから工事着手が可能となります）。

※ 高さが4m以下の看板においても、構造検討が必要となりますので専門家に相談のうえで設置してください。屋外広告物による通行人などに対する危害を防止するため、適正な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

お問合せ先

【建築確認申請のこと】

越谷市 建築住宅課（本庁舎6階）

電話 048-963-9235

インターネット上からも
相談ができます。



【屋外広告物の申請に関すること】

越谷市 都市計画課（本庁舎6階）

電話 048-963-9221

越谷市屋外広告物条例のしおりは
こちらから確認ができます。

